



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 3 8 号 令和 5 年 1 0 月 2 0 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 6 2	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
4 6 3	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
4 6 4	同	同
4 6 5	同	同
4 6 6	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・地域共生課
4 6 7	生活保護法の規定による指定医療機関から名称の変更について届出があった件	同
4 6 8	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
4 6 9	生活保護法の規定による指定医療機関の辞退があった件	同
4 7 0	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
4 7 1	生活保護法の規定による指定介護機関から廃止について届出があった件	同
4 7 2	生活保護法の規定による施術機関を指定した件	同

【 告 示 】

番 号	表	題	担当課名
4 7 3	同		同
4 7 4	生活保護法の規定による指定施術機関から 施術所の名称の変更について届出があった 件		同
4 7 5	生活保護法の規定による指定施術機関から 施術所の所在地の変更について届出があっ た件		同
4 7 6	生活保護法の規定による指定施術機関から 廃止について届出があった件		同
4 7 7	生活保護法の規定による指定施術機関から 休止について届出があった件		同
4 7 8	建設業者の許可を取り消した件		建設管理課

【 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 】

番 号	表	題	担当課名
1 1 2	政治資金規正法の規定に基づき届出のあっ た政治団体の名称等を公表する件		
1 1 3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の 届出事項の異動の届出があった件		
1 1 4	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の 解散の届出があった件		

徳島県告示第四百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 清水建設株式会社 四国支店 桑野道路長生・明谷トンネル工事作業所
住 所 阿南市才見町石橋一六番地 エスポール石橋 四〇五号室
代表者 現場代理人 清原 雅俊

2 工場又は事業場

名 称 清水建設株式会社 四国支店 桑野道路長生・明谷トンネル工事作業所
所在地 阿南市長生町西山地先

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号に規定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年十月二十日から
令和五年十一月十日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百六十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
校内LAN用サーバー一式 十六台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和五年九月十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社
愛媛県今治市南大門町一丁目一番地の一五
- 五 落札金額
三千九百四十四万千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年七月二十一日

徳島県告示第四百六十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
令和五年度教育用パソコン 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和五年九月十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社
愛媛県今治市南大門町一丁目一番地の一五
- 五 落札金額
五千四万七千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年七月二十一日

徳島県告示第四百六十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

多機能オートサンプラー付きガスクロマトグラフ質量分析装置 一式（賃貸借）

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県危機管理環境部環境管理課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和五年九月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目二番七〇号

五 落札金額

五十三万六千八百円（月額）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和五年八月八日

徳島県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
日比野内科	徳島市寺島本町東二丁目一四	医療法人日比野会	令和五年四月一日
坂本内科呼吸器クリニック	小松島市前原町字東三七一	坂本 幸裕	同
田根内科	板野郡北島町江尻字松堂四五 一	田根 なつ紀	同
浜病院	同 藍住町矢上字北分九五	医療法人平成博愛会	同
アップル調剤薬局島田店	徳島市北島田町一丁目五四一	株式会社アップル調剤薬局	同
あおぞら薬局小松島店	小松島市前原町字東三七一四	プラスハロー株式会社	同
コノブ調剤薬局	那賀郡那賀町和食郷字南川九 六一四	株式会社とくしまメ ディカル	同
コノブ薬局	同 中山字小延三下 三	同	同
ココロ調剤薬局上板店	板野郡上板町鍛冶屋原字西北 原一八	株式会社ナーシーズ	同
敬愛クリニック	徳島市助任橋四丁目一三十三	医療法人敬愛会	同 二日
かねまつ歯科医院	同 北沖洲一丁目一四十二 一	兼松 めぐみ	同 五日

療所	那賀町の希望を創る診療所	二九―	鬼頭 秀樹	同 十五日
訪問看護ステーション ビブレ藍住	板野郡藍住町東中富直道六七 ―	株式会社Be Br ave	同 二十六日	
西川内科クリニック	阿波市阿波町南柴生七八―	医療法人西川内科ク リニック	同 五月 一日	
ココロ調剤薬局上板店	板野郡上板町鍛冶屋原字西北 原一七―	株式会社ナーシーズ	同	
みんなのかかりつけ訪 問看護ステーション徳 島	徳島市中前川町五丁目一〇― 一 ルナ前川三〇三号室	株式会社デザインケ ア	同	
あすなる調剤薬局藍住	板野郡藍住町徳命字元村一六 三一―	株式会社あすなる薬 局	同 十日	
あいずみ松本眼科	同 二一八 一六	医療法人松本眼科	同 十六日	
はぐくみの森歯科クリ ニック	鳴門市大麻町萩原字西山田一 〇七―七	医療法人八千代いや しろ会	同 六月 一日	
セントケア訪問看護ス テーション吉野川	吉野川市川島町三ツ島字北新 田四八二 玉水倉庫一階	セントケア四国株式 会社	同 七月 一日	
ベリー訪問看護ステー ション	徳島市川内町大松八九―五 島谷ハイツ	合同会社SYC	同	
訪問看護ステーション みらい	阿波市吉野町柿原一丁目三五 八一―	株式会社未来	同	
ただつクリニック	徳島市八万町犬山二六一―	多田津 昌也	同 十二日	
ふじの小児科クリニッ ク	小松島市坂野町字平田一八一 四	医療法人敬和会	同 八月 一日	

店	アップル調剤薬局富岡	阿南市富岡町内町一五八一	株式会社アップル調剤薬局	同
---	------------	--------------	--------------	---

徳島県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
徳島赤十字ひのめね総合療育センター	徳島赤十字ひのめね医療療育センター	小松島市中田町新開四―一	日本赤十字社徳島県支部	同 四月一日
むらかみ内科循環器クリニック	むらかみ内科クリニック	阿南市羽ノ浦町宮倉太田三五―二	医療法人むらかみ内科	令和五年二月一日
あおぞら内科	あおいそら在宅診療所	吉野川市鴨島町知恵島字北須賀東七二〇―七	医療法人はれの日	同

徳島県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
無歯科医地区等歯科巡回診療所	徳島市北田宮一丁目八―六五	一般社団法人徳島県歯科医師会	令和五年二月二十八日
老人保健施設等巡回歯科診療所	同	同	同
森岡内科	同 徳島本町二丁目三一	医療法人敬老会	同
大野歯科	小松島市小松島町字外開二八―三	大野 有美子	同 三月十五日
生長薬局	徳島市庄町四丁目五七―一	吉岡 力	同 二十日
湯浅歯科医院	同 国府町井戸字前野四〇	医療法人湯浅歯科医院	同 二十五日
竹本内科	板野郡板野町大寺字王子二二四―三	千原 忠男	同 二十六日
橘歯科	同 藍住町勝瑞字東勝地二三〇	医療法人橘歯科	同
かねまつ歯科医院	徳島市北沖洲一丁目一四―二一	兼松 登	同 二十八日
日比野病院	同 寺島本町東二丁目一四	医療法人日比野病院	同 三十一日
田根内科胃腸科医院	板野郡北島町江尻字松堂四五―一	田根 順次	同

浜病院	同	藍住町矢上字北分九五	医療法人藍生会	同
関内科・消化器科	徳島市仲之町四丁目五	医療法人関内科消化器科	同	同
元木小児科	同 大和町二丁目二六四	医療法人元木小児科	同	同
コノブ調剤薬局	那賀郡那賀町和食郷字南川九六―四	有限会社コノブ	同	同
コノブ薬局	同 中山字小延三丁三	同	同	同
あすなる調剤薬局瀬戸	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷二二〇―七	株式会社あすなる薬局	同	同
北佐古クリニック	徳島市北佐古二番町二一―五	医療法人小川内科クリニック	同	同 四月一日
井内内科	板野郡上板町椎本字椎ノ宮二三一―一	井内 広重	同	同
敬愛クリニック	徳島市南内町一丁目六四―二	医療法人敬愛会	同	同 二日
西川内科クリニック	阿波市阿波町南柴生七八―一	天野 未成年	同	同 三十日
ココロ調剤薬局上板店	板野郡上板町鍛冶屋原字西北原一八	株式会社ナーシーズ	同	同
はぐくみの森歯科クリニック	鳴門市大麻町萩原字西山田一〇七―七	山内 英嗣	同	同 五月三十一日
川島歯科医院	徳島市佐古三番町四―一八	川島 隆史	同	同
こもだ歯科医院	同 南田宮四丁目四―四四 ラベンダーハイター〇一号	医療法人こもだ歯科医院	同	同

土内歯科医院	徳島内科消化器科クリニック	ふじの小児科クリニック
同 南内町三丁目七 高木 ビル二階	同 西須賀町東開三四	小松島市坂野町字平田一八― 四
土内 省市	多田津 昌也	医療法人ふじのク リニック
同 三十日 六月	同 十一日 七月	同 三十一日

徳島県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
加藤整形外科クリニック	徳島市仲之町三丁目三八―二	加藤 憲治	令和五年八月 十日

徳島県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ティーエス ファーマシー	吉野川市鴨島町飯尾 六六〇―二	ドリーム調剤薬局	阿波市土成町土成字 寒方五四―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和五年二月 一日
医療法人うずしお会	鳴門市撫養町立岩字 元地二八〇	岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字 元地二八〇	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	同 四月 一日

徳島県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人勝寿会	勝浦郡勝浦町大字棚野字 竹国一三一	デイサービスセ ンターオレンジ 荘	勝浦郡勝浦町大字棚野字 竹国一三一	通所介護	令和五年三月 三十一日
アースサポート株式 会社	東京都渋谷区本町一丁目 四十一四	アースサポート 徳島	徳島市徳島町城内六十八 二	訪問介護 介護予防訪問介護	同 四月 三十日

徳島県告示第四百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐藤 成美	鍼灸マッサージ楽	徳島市蔵本町二丁目一 イバーシテイビル六〇四	令和五年四月 一日
佐藤 直美	フレアス在宅マッサー ジ徳島	同 鮎喰町二丁目六九―五 ぴーすT二―A	同 五日
赤澤 隼人	オザキ整骨院	小松島市中田町字狭間七二― 一	同 一日 五月
酒井 満	さかい接骨院	徳島市国府町桜間字銭亀三三 ―一	同

徳島県告示第四百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
古本 弘治	板野郡北島町北村字水神原八五―一	令和五年八月一日

徳島県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

中本 勝也	施術者の氏名	
	旧	施術所の名称
中本整骨院	新	
なかもと整骨院	施術所の所在地	
阿波市土成町水田 字金屋二八七	変更年月日	
令和五年三月 二十一日		

徳島県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地		変更年月日
		旧	新	
中本 勝也	なかもと整骨院	阿波市土成町水田 字金屋二八七	板野郡藍住町矢上 字安任八八一	令和五年三月 二十四日
藤野 和也	藤野接骨院	美馬市脇町野村四 三九四十一	美馬郡つるぎ町貞 光字宮下三十二	同 五月 一日

徳島県告示第四百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
酒井 満	さかい整骨院	徳島市国府町桜間字銭亀三三 ― ―	令和五年四月 三十日
濱崎 倫宏	よつば治療院	同 北沖洲一丁目一―二 九	同 七月 二十五日

徳島県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の休止について、次のとおり届出があつた。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

尾崎 忠寿	施術者の氏名	オザキ整骨院	施術所の名称	一 小松島市中田町字狭間七丁	施術所の所在地	令和五年四月 三十日	休止年月日
----------	--------	--------	--------	-------------------	---------	---------------	-------

徳島県告示第四百七十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

処分をした年月日		処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
所在地及び代表者の氏名		許可番号			
令和五年六月二十八日	あたり電気設備 海部郡海陽町穴喰浦字穴喰四二五番地三 中 清光	徳島県知事許可（般一〇三）第五二二八号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し（電気工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。	
同 五日 七月	株式会社ビルダー光輝 徳島市国府町中五五四番地の一 美馬 治幸	同（般一〇四）第七〇四八八号	同 （塗装工事業に関する一般建設業許可）	同	
同	株式会社正木産業 徳島市川内町大松五四五番地の二 辻本 俊治	同（般一〇一）第一四二四号	同 （機械器具設置工事業に関する一般建設業許可）	同	
同	株式会社迅翔興業 徳島市南昭和町一丁目二三番地 関口 翔太	同（般一三〇）第七〇五三八号	同 （塗装工事業に関する一般建設業許可）	同	
同 二日 八月	株式会社Everonward 阿波市土成町浦池一六二三番地	同（般一三〇）第七七〇七二号	同 （防水工事業に関する一般建設業許可）	同	

同日	同日	同日	同日	同日	同日
三 日	同 日	同 日	同 日	同 日	同 日
松本 吉之	エイト建設株式会社 板野郡北島町太郎八須字鍋川三 〇番地の五 藤本 雅信	株式会社縁 徳島市八万町中津浦一三三番地 一 三木 康弘	アットホームズ株式会社 阿南市橘町青木五五番地一 湯浅 優之	藤見設備 徳島市津田町二丁目八番二九一 六号 藤見 健	有限会社藤本建設 吉野川市鴨島町知恵島七二番地 の四 藤本 恵子
同	同	同	同	同	同
（特一〇三） 第四三〇五号	（般一〇一） 第七〇五一号	（般一〇一） 第一四四八号	（般一〇四） 第三〇〇七〇号	（般一〇一） 第七〇五八八号	（般一〇三） 第三六四九号
同 （土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定 建設業許可）	同 （建築工事業に関する一般建設業許可）	同 （解体工事業に関する一般建設業許可）	同 （管工事業に関する一般建設業許可）	同 （土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業及び 消防施設工事業に関する一般建設業許可）	同
同	同	同	同	同	同

徳島県選挙管理委員会告示第百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年十月二十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
徳島政治経済推進会議	山 口 裕 史	伊 澤 良 和	徳島市北田宮四・六・七六 （株）大日内	令 和 五 年 八 月 二 十 一 日
どないぞせな！アナン！！	澤 田 建 治	青 木 光 男	阿南市宝田町平岡九〇五番地一 二二	令 和 五 年 八 月 二 十 五 日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

徳島県選挙管理委員会委員長 中田 丑五郎

政治団体の名称		自由民主党市場町支部		徳島県看護連盟支部	
代表者の氏名		笠井安之		岩藤のり子	
異動事項		代表者の氏名	主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	氏名
異動の内容	新	笠井安之	阿波市市場町上喜来字大開五五九	篠原 静	
	旧	笠井芳治	阿波市市場町王子前四八	藤本由紀子	
異動年月日		令和五年八月三十日		令和五年六月十八日	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

	いわさ義弘後援会		政治団体の名称	
	岩佐義弘		代表者の氏名	
	氏名	代表者の氏名 会計責任者の氏名	異動事項	
	柏木章宏	岩佐義弘	新	異動の内容
	岩佐義弘	福岡重和	旧	
	令和五年八月二十日		異動年月日	

どないぞせな！アナン！！			徳島市指定上下水道 工事店政治連盟	
一楽利博			篠野義秀	
所在地	主たる事務所の	代表者の氏名	氏名	代表者の氏名
八番地	阿南市羽ノ浦町岩脇西園四	一楽利博	山本 俣司	篠野義秀
地一二三	阿南市宝田町平岡九〇五番	澤田 建治	中筋 章聡	天満 祐司
九月二日			八月三十日	令和五年

徳島県選挙管理委員会告示第百十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年十月二十日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ともに小松島を考える会	谷 口 義 英	令和五年八月二十一日
さ か え 高 志 後 援 会	榮 高 志	令和五年八月二十一日
青 木 雅 文 後 援 会	青 木 進 吾	令和五年九月一日